

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を長崎市に、従たる事務所を次に掲げる場所に置く。

- (1) 長崎県長崎市
- (2) 長崎県佐世保市
- (3) 長崎県島原市
- (4) 長崎県諫早市
- (5) 長崎県大村市
- (6) 長崎県平戸市
- (7) 長崎県松浦市
- (8) 長崎県対馬市
- (9) 長崎県壱岐市
- (10) 長崎県五島市
- (11) 長崎県西海市
- (12) 長崎県雲仙市
- (13) 長崎県南島原市
- (14) 長崎県西彼杵郡長与町
- (15) 長崎県東彼杵郡波佐見町

(目的)

第3条 連合会は、シルバー人材センター及び同種の団体（以下「シルバー人材センター等」という。）の健全な発展を図るとともに、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供し、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、長崎県内において次の事業を行う。

- (1) シルバー人材センター等の業務に関する普及及び啓発活動
 - (2) シルバー人材センター等の業務に従事する者に対する研修
 - (3) シルバー人材センター等の業務に関する連絡調整、指導その他の援助
 - (4) シルバー人材センター等の業務に関する情報及び資料の収集並びにシルバー人材センター等その他の関係者に対する当該情報等の提供
 - (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する、これらの就業の機会の確保及び組織的な提供
 - (6) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用に係るものに限る。）を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業
- なお、長崎県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68

号)」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる

- (7) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習
- (8) 高齢者の臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センター等の健全な発展及び雇用就業を通じて、高齢者の能力の積極的な活用、生きがいの充実並びに社会参加等の推進を図るために必要な業務
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 連合会の会員は、次の2種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 連合会の目的に賛同し、その事業を理解しているシルバー人材センター等で、理事会の承認を得た団体
- (2) 特別会員 連合会の目的に賛同し、連合会又は正会員の育成及び援助を図る団体若しくは連合会の事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 特別会員の入会については、会長が理事会に推薦し、その承認を受けなければならない。
- 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、連合会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規程等に違反したとき。
 - (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (2) 2年間以上会費を滞納したとき。
- (3) 全ての会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、連合会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 連合会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の支給の基準及び役員の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の総数の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を会員に発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期借入金
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人 2 人以上が記名押印するものとする。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 8 名以上 16 名以内
- (2) 監 事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 監事は、連合会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、連合会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 専務理事は、連合会の業務を分担執行する。

- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

第28条 役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする連合会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする連合会との取引
- (3) 連合会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第30条 連合会は、法人法第114条第1項の規定により、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、役員が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 連合会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所の並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか連合会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (7) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前条第 3 号による場合は、理事が、前条第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に関らず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が記名押印するものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 40 条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 41 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 連合会の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、長崎県知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については定時総会に報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第 1 項、第 3 項各号の書類及び会員名簿は、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に長崎県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第 44 条 連合会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、第47条の規定を除き、総会の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、長崎県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく長崎県知事に届け出なければならない。

(解散)

第46条 連合会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 連合会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第48条 連合会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、連合会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 情報公開等

(情報公開等)

第49条 シルバー人材センター等は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第50条 連合会の事務を処理するため、連合会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 連合会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 1 章 雑則

(委任)

第 52 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 連合会の最初の会長は中嶋 隆範とし、副会長は浦川 直継及び渕 純一郎とし、専務理事は上原 憲とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 2 4 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 5 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 9 年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 6 月 1 9 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 6 月 2 9 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 2 9 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 6 月 1 7 日から施行する。